

広島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号を次のとおり改める。

別記様式第5号(第2条関係)

県 選 第 号
平 成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けで請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しました。

- 1 開示する国会議員関係政治団体の名称
- 2 開示しない部分及びその理由

3 担当部署
広島県選挙管理委員会
電話 082—513—2605

- 4 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を広島県選挙管理委員会まで提出してください。「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等を参照してください。)

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において広島県を代表する者は、広島県選挙管理委員会となります。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第六号を次のとおり改める。

別記様式第6号(第2条関係)

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第12項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことを決定しました。

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 開示しない理由

3 担当部署
広島県選挙管理委員会
電話 082—513—2605

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において広島県を代表する者は、広島県選挙管理委員会となります。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。